

お客様各位



## 総合口座の貸越限度額の変更および「総合口座取引規定」の一部改定のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合では、令和3年9月27日（月）より「総合口座」の定期預金担保による貸越限度額を下記の通り変更することといたしました。

また、貸越限度額の変更に伴い、「総合口座取引規定」を下記の通り一部改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、この取り扱いは、既に総合口座取引をご利用いただいているお客さまにも適用されます。

### 記

#### 1. 改定日（貸越限度額変更日）

令和3年9月27日（月）

#### 2. 改定内容

##### (1) 総合口座における定期預金担保による貸越限度額

変更前	→	変更後
999万円		300万円

##### (2) 総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）

（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
6.（当座貸越） (1)（略） (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または <u>999万円</u> のうちいずれか少ない金額とします。 (3)（略）	6.（当座貸越） (1)（略） (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または <u>300万円</u> のうちいずれか少ない金額とします。 (3)（略）
7.（貸越金の担保） (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について <u>1,110万円</u> を限度に貸越金の担保として質権を設定します。 (2)（略） (3)（略）	7.（貸越金の担保） (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について <u>334万円</u> を限度に貸越金の担保として質権を設定します。 (2)（略） (3)（略）

以上